

枚方市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）6 月 27 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	奥 野 美 佳
同	長 友 克 由

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

環境部	環境政策課
	循環型社会推進課
	環境事業課
	穂谷川資源循環センター
	東部資源循環センター
	広域処理推進課
	希釈放流センター
	環境指導課

(2) 対象事務

令和6年度（2024年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和7年（2025年）4月1日（火）～令和7年（2025年）6月26日（木）

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[環境政策課]

○環境政策課が所管する事務について

環境政策課では、地球温暖化防止対策や自然環境の保全への関心を高める取組として環境講座及び自然観察会を実施している。これらの事業については、より多くの市民参加を促すために参加費は無料となっている。他方、本市主催の講座等においては、一定額以上の材料費等が発生する場合には材料費相当額を徴収した上で開催している場合もある。

今後は、受益者負担の考え方や他の市主催の講座等の開催状況を十分考慮した上で、講座等の開催手法を検討していくよう要望する。

また、国の「令和6年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の採択を受け、令和6

年度より再エネ・省エネ設備等の導入費用を補助するひらかたゼロカーボン推進補助事業を実施している。初年度は期限内に実績報告がなかったことにより交付決定が取り消された事例や交付申込期日後に廃止となった事例等があり、結果として他の市民等へ補助金の活用を促すことができなかつた。今後は、初年度の課題を踏まえ、交付の仕組みを工夫するなど、より多くの市民及び事業者が当該補助事業を活用できるよう要望する。

[循環型社会推進課]

○家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金に関する事務処理について

循環型社会推進課では、ごみの減量施策、資源化及び適正処理の推進に関する事務を所管しており、令和6年度から更なるごみ減量を目指し、家庭用電動生ごみ処理機購入費補助制度を開始している。

交付要件等の確認及び支払事務は、枚方市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱等に基づき行われているが、補助金の交付要件である申請者の住所、市税の滞納の有無等の確認が十分行われていなかった。

また、補助金を確定したもののうち1件について、交付要件に疑義が生じ、現在確認作業が進められている。

補助金の交付に当たっては、透明性を十分図り、その説明責任が求められることから、今後は、要綱等に則した確認を厳格に行うなど適正な事務処理を行うよう要望する。

[環境事業課]

○家庭系ごみの収集・運搬及び適正処理の推進に関する事務について

環境事業課では、家庭系ごみの収集・運搬及び適正処理の推進に関する事務として、ふれあいサポート収集及び大型ごみ持出しサポート収集やカラス対策ネット等購入補助事業等を行っている。

大型ごみ持出しサポート収集において、収集時に証紙の販売を行っているが、収集中に釣銭が不足した場合に市職員の私費で両替が行われていた。

公金である釣銭と私費が混同することは、不明金の発生や、公金の紛失につながりかねず、慎重な取扱いが求められている。

今後は釣銭不足が発生しないよう、収集時に持ち出す釣銭の金種を見直すなど、適正な公金管理事務を行うよう要望する。

また、証紙販売代金の金融機関への払込み処理においても、枚方市会計規則に沿った手続となっていなかった。

今後は、先の事案と同様、同規則に基づき、適正な公金管理事務を行うよう要望する。

さらにカラス対策ネット等購入補助事業においては、ネット等の購入時に値引きが行われた際、購入代金に含まれていた送料等に値引き相当額を充てる処理が行われていた。

それらの処理は、枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付要綱に一切規定されていなかったことから、口頭による決裁のみで行われており、枚方市文書取扱規程に基づく口頭による決裁後の文書処理も行われていなかった。

今後は、公正、公平な制度設計が求められている補助金制度として、説明責任を明確に果たすことができるよう、適正な事務執行を要望する。

[穂谷川資源循環センター]

○一般廃棄物の処分・資源化に関する事務について

穂谷川資源循環センターでは、家庭系一般廃棄物を穂谷川清掃工場第3プラントで焼却処理しており、焼却処理に係る運転管理等の業務を委託している。

本委託に際し、本市仕様書において業務従事者の通勤用自動車用として、同センター内に駐車場の利用を認めている。同様に焼却処理施設の運転管理等の業務を委託している東部資源循環センターでは、使用料を徴収した上で同センター内での通勤用自動車の駐車を認めているが、同種の施設であり、両施設を所管している部内で駐車に関する使用料の取扱いが異なっていることに対し、合理的な理由を見いだすことができなかった。

穂谷川資源循環センターの焼却処理施設については、令和7年度末での運転終了が予定されていることから、現時点で仕様書等の変更は難しいと考えるが、今後は、市としての基本的な方針や考え方等を十分検討し、同類施設での異なった対応により疑義が生じることのないよう要望する。

[東部資源循環センター]

○一般廃棄物最終処分場に関する事務処理について

東部資源循環センターでは、一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する事務を所管している。同最終処分場には、処分場及び排水処理施設があり、処分場は多目的広場として活用され、市内野球団体が利用されている。

多目的広場の利用団体登録申請書の受付を行う事務処理において、市のチェック欄が全て未記入となっていた。今後の処分場の利用方法については、現在、多目的広場としての暫定利用の継続や行政利用等の拡大などの検討が行われているところだが、今後、用地の有効活用に伴い、利用申込等の事務処理を行う際には、記入漏れの確認も含め、適正な事務処理を行うよう要望する。

また、排水処理施設についても公民連携プラットフォームにより令和6年度末から有効活用を図るため事業者の募集を行っているところだが、今後も、有効利用に向けた取組を一層推進するよう要望する。

○子ども服・おもちゃ無料提供会について

本市では、市民・事業者と連携・協力しながら、ごみの発生抑制を最優先とした4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の普及・啓発事業を推進しており、東部資源循環センターにおいてはリユースの観点から、ごみ処理問題について関心を持ってもらう場として「子ども服・おもちゃ無料提供会」のイベントを開催している。

同イベントの実施により、来場者数も増加傾向にあり、初期の目的を果たしつつあるが、令和7年度末に開催場所となっている東部清掃工場焼却施設の所管が枚方京田辺環

境施設組合へ移ることなど開催場所や開催方法等の諸課題が生じている。

そうした状況にあっても、創意工夫を凝らした様々な事業を通じ、本市が標榜する循環型社会の実現に向けた普及啓発に一層取り組むよう要望する。

[広域処理推進課・東部資源循環センター]

○可燃ごみ広域処理施設に係る事務について

広域処理推進課では、現在、本市が所管している東部清掃工場焼却施設について、枚方京田辺環境施設組合において建設中の可燃ごみ広域処理施設の本格稼働に合わせ、令和7年度末での事業承継を行うべくその手続が進められている。東部清掃工場焼却施設の同組合への所管変更後も、安定した施設稼働となるよう必要な人員体制の整備も含め、事業承継に係る事務処理を遅滞なく進めるよう要望する。

[希釈放流センター]

○老朽化対策工事及び今後の施設の在り方について

平成5年9月に竣工された希釈放流センターにおいては、施設の老朽化の進行に伴い、令和2年11月に同施設の耐用年数を40年とした老朽化対策計画が策定され、同計画に基づき令和3年度から令和7年度にかけて老朽化対策工事等が実施されている。

また、一方で収集対象の世帯が年々減少していく状況を踏まえ、令和7年度市政運営方針において、運転管理業務の民間委託化や収集業務部門の統合を検討する旨の方針も示されている。

今後も、収集対象世帯が不安なく、安心して市民生活を送れるよう施設の安定稼働に努めるとともに、施設の在り方についても関係部署と連携を図りながら、その方向性を十分検討するなど、より効率的な施設運営となるよう要望する。

[環境指導課]

○環境保全に係る事務について

環境指導課では、枚方市環境影響評価条例に基づき、開発行為等を実施するに当たって、周辺環境に与える影響について、事業者が事前に調査、予測、評価し、その結果に対する地域住民等の意見を踏まえた環境保全に配慮した計画となるよう、環境影響評価に係る事務を所管している。

今後も、必要となる職員の専門知識や技術力の継承を着実に進め、環境影響評価制度の実効性を高め、一層の環境保全に努めるよう要望する。

なお、大阪府から市町村に権限が付与されている環境保全事務等に対して交付金が交付されているが、令和6年度の府への事業実績報告書において、事業実績額の算定誤りが明らかになった。

結果として、算定誤りに伴う交付金の返還は生じなかったが、今後、府等への提出書類等に対して、同様の事象が生じないように、複数人でのチェック体制を整えるなど適正な事務処理を行うよう要望する。